

評価方法基準（変更案）

第 1 趣旨（略）

第 2 適用範囲（略）

第 3 用語の定義（略）

第 4 評価の方法の基準（総則）

1 設計住宅性能評価

設計住宅性能評価は、その対象となる住宅の設計図書等（別記第 1 号様式の設計内容説明書及び設計者が作成する諸計算書（計算を要する場合に限る。）並びにそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいう。）を評価基準（新築住宅）と照合することにより行う。ただし、日本住宅性能表示基準別表 1 の(い)項に掲げる事項のうち「~~6-4.6-3~~室内空气中の化学物質の濃度等」（第 4 において「~~6-4.6-3~~」という。）及び別表 2 - 1 の(い)項に掲げる事項については、設計住宅性能評価を行わないものとする。

2 新築住宅に係る建設住宅性能評価

新築住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。ただし、~~6-4.6-3~~については、次の(6)は適用しない。

(1) 建設住宅性能評価は、建設住宅性能評価の対象となる住宅の施工について、設計住宅性能評価を受けた当該住宅の設計図書等（住宅性能評価に係るものに限る。）に従っていることを確認することにより行う。ただし、~~6-4.6-3~~については、評価対象住戸において測定（空気の採取及び分析を含む。以下同じ。）することにより行う。

(2) 建設住宅性能評価における検査を行うべき時期は、次に掲げる住宅の規模に応じ、それぞれ次に掲げる時期とする。ただし、~~6-4.6-3~~については、居室の内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了後（造付け家具以外の家具その他の物品が室内に搬入される前に限る。）とする。

イ 3 階（地階を含む。）以下の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時（プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時。口において同じ。）、躯体工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

ロ 4 階（地階を含む。）以上の建築物である住宅 基礎配筋工事の完了時、2 階及び 3 に 7 の自然数倍を加えた階の床の躯体工事の完了時、屋根工事の完了時、下地張りの直前の工事の完了時及び竣工時とする。

(3) 建設住宅性能評価における検査は、建築士が作成する工事監理報告書及び工事施工者が作成する別記第 2 号様式の施工状況報告書を確認するとともに、建設住宅性能評価の対象となる住宅の目視又は計測（目視又は計測が困難な場合にあっては、施工関連図書の審査）によりそれらの内容の信頼性を確認することにより行う。ただし、~~6-4.6-3~~については、評価基準（新築住宅）に定めるところにより測定を行う。

- (4) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の目視又は計測に当たって、対象となる部位を抽出して確認する方法による場合においては、検査を行う者は、当該部位について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該目視又は計測を行う。ただし、~~6-4~~6-3については、空気の採取を行う居室を抽出する場合において、検査を行う者は、当該居室について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該測定を行う。
- (5) 共同住宅又は長屋においては、住戸ごとに定まる性能についての検査に際し、少なくとも、評価対象住戸の総数の10分の1（1未満の端数は切り上げる。）以上の住戸について目視又は計測を行う。この場合において、検査を行う者は、目視又は計測を行う住戸について工事施工者に対してあらかじめ通知をせずに当該目視又は計測を行う。ただし、~~6-4~~6-3については、すべての評価対象住戸について測定を行う。
- (6) 設計住宅性能評価の対象となった設計図書等に従って工事が行われたことが確認できない場合において、工事の修正により当該設計図書等に従って工事が行われたことが確認できないとき又は変更後の設計図書等について変更設計住宅性能評価（設計住宅性能評価が完了した住宅でその計画の変更をしようとするものに係る設計住宅性能評価をいう。）が行われなときは、当該工事に関係する性能表示事項については、最低水準の評価を行う。ただし、部分的な工事の変更で容易に評価基準（新築住宅）との照合を行うことができる場合においては、この限りでない。
- (7) 検査の記録は、施工状況報告書に設ける施工状況確認欄及び測定記録欄に行う。

3 既存住宅に係る建設住宅性能評価

既存住宅に係る建設住宅性能評価は、次に定めるところにより行う。

- (1) 建設住宅性能評価は、次に掲げる方法により行う。ただし、口及びハに掲げる方法による場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認に限り、評価対象建築物の現況を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。

イ 日本住宅性能表示基準別表2-1の(イ)項に掲げる「現況検査により認められる劣化等の状況」及び「特定現況検査により認められる劣化等の状況（腐朽等・蟻害）」については、評価対象建築物の現況を評価基準（既存住宅）と照合することにより行う。なお、共同住宅又は長屋の共用部分について現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果が存する場合にあっては、評価対象建築物の現況と当該評価の結果に相異が認められないことを確認することにより行うことができる。

ロ 日本住宅性能表示基準別表2-1の(イ)項に掲げる「1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「1-5地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「2-1感知警報装置設置等級（自住戸火災時）」、「2-2感知警報装置設置等級（他住戸等火災時）」、「2-3避難安全対策（他住戸等火災時・共用廊下）」、「2-4脱出手段（火災時）」、「~~6-3~~6-2局所換気設備6-2換気対策（局所換気対策）」、「7-1単純開口率」、「7-2方位別開口比」、「9-1高齢者等配慮対策等級（専用部分）」及び「9-2高齢者等配慮対策等級（共用部分）」については、評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等（平面図その他の図面、諸計算書（計算を要する場合に限る。）、施工状況報告書その他の図書及びそれらの内容の信頼性を確認するために必要な図書をいい、新築住宅を対象とする建設住宅性能評価（日本住宅性能表示基準別表2-2の(イ)項に掲げる「1-1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）」、「1-2耐震等級（構造躯体の損傷防止）」、「1-3耐風等級（構

造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1 - 4 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1 - 5 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法」、「1 - 6 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(外壁開口部))」、「2 - 6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外))」及び「4 - 2 維持管理対策等級(共用配管)」にあっては、既存住宅(共同住宅及び長屋に限る。)を対象とするものを含む。)又はこれと同等の信頼性を有する検査の完了時に用いられたと認められるものに限る。以下同じ。)に記載された内容を評価基準(既存住宅)と照合することにより行う。なお、評価対象建築物の図書等に記載された内容を評価基準(既存住宅)と照合する場合にあっては、当該内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、評価対象建築物の図書等(建設住宅性能評価に用いられたものに限る。)をもって評価を行う場合であって、かつ、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準(既存住宅)と照合することを要しない。

八 日本住宅性能表示基準別表2 - 1の(イ)項に掲げる「1 - 2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)」、「1 - 3 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1 - 4 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)」、「1 - 6 基礎の構造方法及び形式等」、「2 - 5 耐火等級(延焼のおそれのある部分(外壁開口部))」、「2 - 6 耐火等級(延焼のおそれのある部分(外壁開口部以外))」、「2 - 7 耐火等級(界壁及び界床)」、「4 - 1 維持管理対策等級(専用配管)」及び「4 - 2 維持管理対策等級(共用配管)」については、評価対象建築物の図書等(建設住宅性能評価の完了時に用いられたものに限る。)に記載された内容を評価基準(既存住宅)と照合することにより行う。この場合において、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことを併せて確認する。ただし、対象となる性能表示事項に係る評価基準に変更がない場合にあっては、劣化事象等、作動等の確認を除き、評価基準(既存住宅)と照合することを要さない。

二 ~~6-46-3~~ 6-46-3については、評価対象住戸において測定することにより行う。

(2) 建設住宅性能評価における検査は、評価基準(既存住宅)にそれぞれ定めるところにより行う。ただし、評価対象建築物の現況と現況検査により認められる劣化等の状況の評価の結果に相異が認められないことの確認及び評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況に相異が認められないことの確認にあっては、当該評価対象建築物の改修等の記録を確認するとともに、評価対象建築物の外観の著しい変更がないことを目視により確認することにより行い、~~6-46-3~~ 6-46-3にあっては、評価基準(既存住宅)に定めるところにより測定を行う。

(3) 現況検査により認められる劣化等の状況に係る検査の際に、評価対象建築物の現況と当該性能表示事項の評価の結果の相異(現況検査により認められる劣化等の状況に係る評価基準(既存住宅)と明らかに関連のないものを除く。)が認められる場合においては、評価対象建築物を評価基準(既存住宅)と照合することにより行う。

(4) 現況検査により認められる劣化等の状況及び特定現況検査により認められる劣化等の状況(腐朽等・蟻害)以外の性能表示事項に係る検査の際に、(1)口に掲げる性能表示事項にあっては評価対象建築物と評価基準(既存住宅)との照合ができず、かつ、評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況とに相異(対象とする性能表示事項に係る評価基準(既存住宅)と明らかに関連のないもの及び仕上げ材等により隠蔽された部分に明らかに改変

等がないと認められるものを除く。)が認められる場合(当該図書等がない場合を含む。以下同じ。)、(1)八に掲げる性能表示事項にあつては評価対象建築物の図書等に記載された内容と評価対象建築物の現況とに相異が認められる場合においては、対象とする性能表示事項について、最低水準の評価を行う。

(5) 評価を行った結果、該当すると認められる等級が複数存する場合にあつては、等級は、該当すると認められる等級のうち、最も高いものとする。

(6) 検査の記録は、性能表示事項ごとに、検査に用いた器具等の名称その他の検査の方法及び評価基準への適否、測定結果その他の検査の結果を書面に記載することにより行う。

第5 評価の方法の基準(性能表示事項別)

1 構造安定に関すること～5 温熱環境に関すること (略)

6 空気環境に関すること

6-1 ホルムアルデヒド対策(内装等)

(1) 適用範囲

新築住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「製材等」とは、製材、丸太及び単層フローリングをいう。

「特定木質建材」とは、~~パーティクルボード、MDF、普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板、防災合板、構造用パネル、複合フローリング、集成材、構造用集成材、単板積層材及び構造用単板積層材合板、複合フローリング、構造用パネル、MDF、パーティクルボード、木質成型建材(木材の引き板、単板又は小片その他これらに類するものをユリア樹脂系、メラミン樹脂系、ユリア・メラミン共縮合樹脂系、フェノール樹脂系又はレゾルシノール樹脂系の接着剤により面的に接着し、板状に成型したものをいう。)~~、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤(壁紙施工用でん粉系接着剤、ホルムアルデヒド水溶液を用いた建具用でん粉系接着剤、ユリア樹脂系のもの、メラミン樹脂系のもの、ユリア・メラミン共縮合樹脂系のもの、フェノール樹脂系のもの及びレゾルシノール樹脂系のものに限る。)、保温材(ロックウール保温板、ロックウールフェルト、ロックウール保温帯及びロックウール保温筒、グラスウール保温板、グラスウール波形保温板、グラスウール保温帯及びグラスウール保温筒並びにフェノール樹脂系の保温材に限る。)、緩衝材(浮き床用ロックウール緩衝材及び浮き床用グラスウール緩衝材に限る。)及び断熱材(ロックウール断熱材、グラスウール断熱材、吹込み用グラスウール断熱材、ユリア樹脂系の断熱材、メラミン樹脂系の断熱材及びユリア・メラミン共縮合樹脂系の断熱材に限る。)並びに施工時に塗布される塗料(アルミニウムペイント、油性調合ペイント、合成樹脂調合ペイント、フタル酸樹脂ワニス、フタル酸樹脂エナメル、油性系下地塗料、一般用さび止めペイント、多彩模様塗料、家庭用屋内木床塗料、家庭用木部金属部塗料及び建物用床塗料に限る。)、仕上塗材(内装合成樹脂エマルジョン系薄付け仕上塗材、内装合成樹脂エマルジョン系厚付け仕上塗材、軽量骨材仕上塗材、合成樹脂エマルジョン

系複層仕上塗材及び防水形合成樹脂エマルジョン系複層仕上塗材に限る。)及び接着剤(酢酸ビニル樹脂系溶剤形接着剤、ゴム系溶剤形接着剤、ビニル共重合樹脂系溶剤形接着剤及び再生ゴム系溶剤形接着剤に限る。)をいう。

「内装材」とは、~~次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定めるものとする~~令第 20 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する内装をいう。

~~a 仕上げ材が製材等又は特定木質建材である場合 居室の床、壁及び天井、居室に存する造付け家具並びに居室に面する押入れその他これに類する収納部分に使用される仕上げ材をいう。~~

~~b 仕上げ材が製材等又は特定木質建材以外の建材である場合 a に掲げる仕上げ材及びその直下の下地材をいう。~~

「天井裏等」とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分(間仕切壁以外の部分で設計施工指針 3 (3) 口に規定する連続した気密層又はこれと同等以上の気密性を有する部分により居室と区画された構造のもの及び間仕切壁で当該間仕切壁の天井又は床に接する部分を合板又はこれと同等以上の気密性を有する材料で覆ったものを除く。)をいう。

□ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の居室の内装材の仕上げ及び天井裏等(平成 15 年国土交通省告示第 号第 号に規定する換気設備が設けられていないものに限る。以下 6 - 1 において同じ。)の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分(以下「下地等」という。)に使用される建材からのホルムアルデヒドの~~放射~~発散量の少なさとする。

<注>
1 上記の「平成 15 年国土交通省告示第 号第 号に規定する換気設備」とは、建築基準法施行令第 20 条の 6 第 1 項第 1 号イ(3)に基づき国土交通大臣が定める構造方法を用いる換気設備のうち、天井裏等に設けるべきとされるもの
2 1 の国土交通省告示は現在未制定であるが、その案は、平成 14 年 11 月 22 日付けでパブリックコメント手続きに係る公表が行われている。

ホルムアルデヒドの~~放射~~発散量の少なさは、使用される建材の別を判定し、特定木質建材が使用されている場合にあっては、~~特定木質建材の種類~~内装の仕上げ及び天井裏等の下地等のそれぞれごとにホルムアルデヒド~~放射~~発散等級について併せて評価するものとする。

ホルムアルデヒド~~放射~~発散等級の各等級に要求される水準は、~~次に掲げる建材の区分に応じ、それぞれ次に掲げるものとする~~居室の内装の仕上げ又は天井裏等の下地等に用いられる特定建材の夏期におけるホルムアルデヒド発散速度が、次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

| (い) 等級 | (ろ) ホルムアルデヒド発散速度(単位 mg/m ² ・h) |
|-----------|--|
| 3 | 0.005 以下 |
| 2 | 0.020 以下 |
| 1 | - |

~~a パーティクルボード~~

~~一次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用されるパーティクルボードについて、日本工業規格A5908(以下「パーティクルボード規格」という。)の5.11に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放出量が、(ロ)項に掲げる水準にあることとする。~~

| (イ) | (ロ) |
|----------------|---------------------------------|
| 等級 | ホルムアルデヒド放出量(単位 mg/l) |
| 4 | 0.5以下 |
| 3 | 1.5以下 |
| 2 | 5.0以下 |
| 1 | — |

~~b MDF~~

~~一次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用されるMDFについて、日本工業規格A5905(以下「繊維板規格」という。)の5.15に定めるホルムアルデヒド放出量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放出量が、(ロ)項に掲げる水準にあることとする。~~

| (イ) | (ロ) |
|----------------|---------------------------------|
| 等級 | ホルムアルデヒド放出量(単位 mg/l) |
| 4 | 0.5以下 |
| 3 | 1.5以下 |
| 2 | 5.0以下 |
| 1 | — |

~~c 合板~~

~~内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板について、それぞれ次の表の(イ)項に掲げる等級に応じ、普通合板にあっては普通合板の日本農林規格(昭和39年農林省告示第383号。以下「普通合板規格」という。)の別記3の(5)、特殊合板にあっては特殊合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1373号。以下「特殊合板規格」という。)の別記3の(16)、構造用合板にあっては構造用合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1371号。以下「構造用合板規格」という。)別記3の(7)、コンクリート型枠用合板にあってはコンクリート型枠用合板の日本農林規格(昭和42年農林省告示第932号。以下「コンクリート型枠用合板規格」という。)第3条第1項、難燃合板にあっては難燃合板の日本農林規格(昭和44年農林省告示第1869号。以下「難燃合板規格」という。)別記3の(8)、防災合板にあっては防災合板の日本農林規格(昭和47年農林省告示第1650号。以下「防災合板規格」という。)別記3の(5)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ロ)項に掲げる水準にあることとする。~~

| (イ) | (ロ) | |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 等級 | 平均値(単位 mg/l) | 最大値(単位 mg/l) |
| 4 | 0.5以下 | 0.7以下 |
| 3 | 1.5以下 | 2.1以下 |
| 2 | 5.0以下 | 7.0以下 |
| 1 | — | — |

~~d 構造用パネル~~

~~—次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用される構造用パネルについて、構造用パネルの日本農林規格(昭和62年農林水産省告示第360号。以下「構造用パネル規格」という。)~~別記3の(9)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

| (い) | (ろ) | |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 等級 | 平均値(単位:mg/l) | 最大値(単位:mg/l) |
| 4 | 0.5以下 | 0.7以下 |
| 3 | 1.5以下 | 2.4以下 |
| 2 | 5.0以下 | 7.0以下 |
| 1 | — | — |

~~e 複合フローリング~~

~~—次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、内装材として使用される複合フローリングについて、フローリングの日本農林規格(昭和49年農林省告示第1073号。以下「フローリング規格」という。)~~の別記3の(8)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

| (い) | (ろ) | |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 等級 | 平均値(単位:mg/l) | 最大値(単位:mg/l) |
| 4 | 0.5以下 | 0.7以下 |
| 3 | 1.5以下 | 2.4以下 |
| 2 | 5.0以下 | 7.0以下 |
| 1 | — | — |

~~f 集成材~~

~~—内装材として使用される集成材及び構造用集成材について、それぞれ次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、集成材にあつては集成材の日本農林規格(昭和49年農林省告示第601号。以下「集成材規格」という。)~~の別記3の(8)、~~構造用集成材にあつては構造用集成材の日本農林規格(平成8年農林水産省告示第111号。以下「構造用集成材規格」という。)~~の別記3の(10)に定めるホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。

| (い) | (ろ) | |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 等級 | 平均値(単位:mg/l) | 最大値(単位:mg/l) |
| 4 | 0.5以下 | 0.7以下 |
| 3 | 1.5以下 | 2.4以下 |
| 2 | 3.0以下 | 4.2以下 |
| 1 | — | — |

~~g 単板積層材~~

~~—内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材について、それぞれ次の表の(い)項に掲げる等級に応じ、単板積層材にあつては単板積層材の日本農林規格(昭和53年農林水産省告示第106号。以下「単板積層材規格」という。)~~の別記3の(5)、~~構造用単板積層材にあつては構造用単板積層材の日本農林規格(昭和63年農林水産省告示第1443号。以下「構造用単板積層材規格」という。)~~の別記3の(7)に定めるホルムアル

~~ホルムアルデヒド放散量試験の方法又はこれらと同等の方法により求めるホルムアルデヒドの放散量の平均値及び最大値が、(ろ)項に掲げる水準にあることとする。~~

| (い) | (ろ) | |
|----------------|-------------------------|-------------------------|
| 等級 | 平均値(単位:mg/l) | 最大値(単位:mg/l) |
| 4 | 0.5以下 | 0.7以下 |
| 3 | 1.5以下 | 2.4以下 |
| 2 | 5.0以下 | 7.0以下 |
| 1 | — | — |

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 製材等、特定~~木質~~建材及びその他の建材の使用の判定

— 製材等、特定~~木質~~建材及びその他の建材の使用の判定は、次に掲げる基準によること。

~~a~~ 製材等の使用

居室の内装材の仕上げ又は天井裏等の下地等として製材等が使用されていること。

~~b~~ 特定木質建材の使用

居室の内装材の仕上げ又は天井裏等の下地等として特定~~木質~~建材が使用されていること。

~~c~~ その他の建材の使用

居室の内装材の仕上げ又は天井裏等の下地等として製材等又は特定~~木質~~建材以外の建材が使用されていること。

~~— 建材の使用は、次に掲げるところにより判断すること（以下6—1において同じ。）。~~

~~a 特定木質建材は、建材ごとに、その使用されている面積の合計の10分の1に満たない面積の部分又は1㎡未満の面積の部分のいずれかの部分について、使用されていないものとみなすことができる。~~

~~b 特定木質建材以外の建材は、建材ごとに、1㎡未満の面積の部分について、使用されていないものとみなすことができる。~~

ロ ホルムアルデヒド~~放散~~発散等級（~~パーティクルボード~~）

~~— 等級4~~

~~— 内装材として使用されるパーティクルボードが、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~— 等級3~~

居室の内装材として使用されるパーティクルボードの仕上げ又は天井裏等の下地等に用いられる特定建材が、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀若しくはE₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの
令第20条の5第1項第3号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下単に「第一種建築材料」という。）又は令第20条の5第1項第4号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下単に「第二種建築材料」という。）若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料（以下単に「第三種建築材料」という。）に該当しないもの（令第20条の5第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料、第二種建築材料及び第三種建築材料を含む。）であること。

~~— 等級2~~

居室の内装材として使用されるパーティクルボードの仕上げ又は天井裏等の下地等に用

いられる特定建材が、パーティクルボード規格に規定するパーティクルボードでE₀、E₁若しくはE₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたもの 第一種建築材料又は第二種建築材料に該当しないもの(令第20条の5第3項又は第4項に基づく国土交通大臣の認定を受けた第一種建築材料及び第二種建築材料を含む。) であること。

~~ハ ホルムアルデヒド放散等級(MDF)~~

~~——等級4~~

~~——内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~——等級3~~

~~——内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀若しくはE₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~——等級2~~

~~——内装材として使用されるMDFが、繊維板規格に規定するMDFでE₀、E₁若しくはE₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~ニ ホルムアルデヒド放散等級(合板)~~

~~——等級4~~

~~——内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板でF₀に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~——等級3~~

~~——内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板でF₀若しくはF₁に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~——等級2~~

~~——内装材として使用される普通合板、特殊合板、構造用合板、コンクリート型枠用合板、難燃合板及び防災合板が、それぞれ普通合板規格に規定する普通合板、特殊合板規格に規定する特殊合板、構造用合板規格に規定する構造用合板、コンクリート型枠用合板規格に規定するコンクリート型枠用合板、難燃合板規格に規定する難燃合板及び防災合板規格に規定する防災合板でF₀、F₁若しくはF₂に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~ホ ホルムアルデヒド放散等級(構造用パネル)~~

~~——等級4~~

~~—内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで $F_{c,0}$ に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級3~~

~~—内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで $F_{c,0}$ 、若しくは $F_{c,1}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級2~~

~~—内装材として使用される構造用パネルが、構造用パネル規格に規定する構造用パネルで $F_{c,0}$ 、 $F_{c,1}$ 、若しくは $F_{c,2}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~△ホルムアルデヒド放散等級（複合フローリング）~~

~~—等級4~~

~~—内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで $F_{c,0}$ に区分され表示されたもの又はこれと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級3~~

~~—内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで $F_{c,0}$ 、若しくは $F_{c,1}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級2~~

~~—内装材として使用される複合フローリングが、フローリング規格に規定する複合フローリングで $F_{c,0}$ 、 $F_{c,1}$ 、若しくは $F_{c,2}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~トホルムアルデヒド放散等級（集成材）~~

~~—等級4~~

~~—内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で $F_{c,0}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級3~~

~~—内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で $F_{c,0}$ 、若しくは $F_{c,1}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~—等級2~~

~~—内装材として使用される集成材及び構造用集成材が、それぞれ集成材規格に規定する集成材及び構造用集成材規格に規定する構造用集成材で $F_{c,0}$ 、 $F_{c,1}$ 、若しくは $F_{c,2}$ に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~手ホルムアルデヒド放散等級（単板積層材）~~

~~—等級4~~

~~—内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格~~

~~に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材でF_{co}に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~— 等級3~~

~~— 内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材でF_{co}、若しくはF_{ci}に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~— 等級2~~

~~— 内装材として使用される単板積層材及び構造用単板積層材が、それぞれ単板積層材規格に規定する単板積層材及び構造用単板積層材規格に規定する構造用単板積層材でF_{co}、F_{ci}、若しくはF_{c2}に区分され表示されたもの又はこれらと同等以上の性能があると確かめられたものであること。~~

~~6 - 2 全般換気対策 (略：すべて削除)~~

6 - ~~3~~ 2 局所換気設備換気対策

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 評価事項

~~この性能表示事項において評価すべきものは、評価対象住戸の台所、浴室及び便所において、室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去する設備が設けられてため必要な換気対策が講じられていること。~~

の必要な換気対策が講じられているかどうかは、居室の換気対策の別（評価の対象となる住宅が新築住宅である場合に限る。）並びに台所、浴室及び便所における局所換気対策の別について評価するものとする。

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 居室の換気対策

機械換気設備

評価対象住戸の居室が、令第20条の6第1項に適合するものであること。

その他

評価対象住戸の居室が、に掲げる基準に適合しないものであること。

ロ 局所換気対策

評価対象住戸の台所、浴室及び便所における、次に掲げる設備の有無によること。

~~⇐~~ 機械換気設備

~~⇐~~ 換気のできる窓

(4) 評価基準（既存住宅）

イ 目視により確認された評価対象住戸の現況について、又は評価対象住戸の図書等において、台所、浴室及び便所における次に掲げる設備の有無によること。

機械換気設備

換気のできる窓

- 当該機械換気設備が作動するものであること及び当該換気のできる窓が使用できるものであること。

~~6-4~~ 6-3 室内空气中の化学物質の濃度等

(1) 適用範囲

新築住宅及び既存住宅について適用する。

(2) 基本原則

イ 定義

「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。

ロ 評価事項

この性能表示事項において評価すべきものは、次の 及び に掲げる特定測定物質ごとの評価対象住戸の居室における空气中の濃度及び測定方法とする。

ホルムアルデヒド

アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンのうち測定を行うもの

(3) 評価基準（新築住宅）

イ 採取条件

日照が多いことその他の理由から、測定の対象となる特定測定物質の濃度が相対的に高いと見込まれる居室において、採取を行うこと。

居室の中央付近の床からおおむね 1.2m から 1.5m までの高さにおいて、採取を行うこと。

評価対象住戸のすべての窓及び扉（造付け家具、押入れその他これらに類するものの扉を含む。）を 30 分間開放し、当該住戸の窓及び扉（屋外に面するものに限る。）を 5 時間以上閉鎖した後、その状態で採取を行うこと。この場合において、評価対象住戸への出入りは最小限にとどめ、かつ、迅速に行うものとし、また、連続的な運転が確保できる全般換気のための設備を稼働させ、かつ、当該換気設備に係る給排気口を開放することができる。

採取を行う時間（以下「採取時間」という。）が 24 時間未満である場合にあっては、採取時間の中央の時刻が午後 2 時から午後 3 時までの間となるように採取を行うこと。

ロ 測定の方法

測定は、次の から までに掲げる方法によること。ただし、同等の信頼性が確保できる方法又は測定の対象となる特定測定物質の濃度の過小な評価が行われず、かつ、測定の対象とならない化学物質による測定結果への影響の程度が十分に小さい方法にあっては、 から までに掲げる方法に代えることができる。

採取は 30 分間以上継続して、同時に又は連続して 2 回以上行うこと。

採取した空気について、ホルムアルデヒド及びアセトアルデヒドにあっては D N P H 誘導体化による固相吸着 - 溶媒抽出法及び高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンにあっては固相吸着 - 溶媒抽出法、固相吸着 - 加熱脱着法又は容器採取法及びガスクロマトグラフ - 質量分析法により、濃度を求めること。

濃度は、 で求めた濃度の平均又は最高及び最低のものとする。

八 採取年月日等の記録

採取を行った年月日及び時刻（30分間以上継続して採取する場合にあっては、採取を開始した時刻及び終了した時刻）並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。

二 その他の採取条件の記録

空気を採取した居室の名称、イ に掲げる位置又はその近傍における採取中の室温（30分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の室温）、イ に掲げる位置又はその近傍における採取中の相対湿度（30分間以上継続して採取する場合にあっては、平均の相対湿度）、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他測定の対象となる特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼす採取条件を記録すること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象住戸について、(3)に掲げるところによること。この場合において、(3)八中「並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日を記録すること。」とあるのは「を記録すること。」と、(3)二中「空気を採取した居室の名称」とあるのは「空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具（造付け家具を除く。）、カーテンその他これらに類するものの名称」とする。

7 光・視環境に関すること～10 現況検査により認められる劣化等の状況に関すること （略）

別記

第1号様式 - 1 設計内容説明書【一戸建ての住宅用】

| | |
|-------------|--|
| 評価対象建築物の名称 | |
| 評価対象建築物の所在地 | |
| 設計者等の氏名 | |
| 評価者氏名 | |

| | 性能表示事項 | 確認項目 | 設計内容説明欄 | | | 設計内容 確認欄 |
|-----------------------------------|------------|-----------------------|--|------|------|-------------|
| | | | 項目 | 設計内容 | 記載図書 | |
| 略（1 構造の安定に関すること～5 温熱環境に関すること） | | | | | | |
| 空気環境に関すること | ホルムアルデヒド対策 | 内装等 | 1)部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項 | | | |
| | 全般換気対策 | 居室の換気設備対策 | 1)換気設備の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項 | | | |
| | | 気密施工に関する部分 | 1)部材の種類、寸法及び位置 2)部材相互の構成方法及び接合方法 3)その他必要な事項 | | | |
| | 局所換気設備 | 局所換気設備対策 | 1)換気設備の種類及び位置 | | | |
| 略（7 光・視環境に関すること～9 高齢者等への配慮に関すること） | | | | | | |

第1号様式 - 2 設計内容説明書【共同住宅等用】

その1. 住棟評価用 略

その2. 住戸評価用

| | |
|-------------|--|
| 住戸番号 | |
| 評価対象建築物の名称 | |
| 評価対象建築物の所在地 | |
| 設計者等の氏名 | |
| 評価者氏名 | |

| | 性能表示事項 | 確認項目 | 設計内容説明欄 | | | 設計内容 確認欄 |
|-----------------------------------|------------|------------|---|------|------|-------------|
| | | | 項目 | 設計内容 | 記載図書 | |
| 略（2 火災時の安全に関すること～5 温熱環境に関すること） | | | | | | |
| 空気環境に関する こと | ホルムアルデヒド対策 | 内装等 | 1) 部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2) その他必要な事項 | | | |
| | 全般換気対策 | 居室の換気設備対策 | 1) 換気設備の種類、性能・品質、寸法及び位置 2) その他必要な事項 | | | |
| | | 気密施工に関する部分 | 1) 部材の種類、寸法及び位置 2) 部材相互の構成方法及び接合方法 3) その他必要な事項 | | | |
| | 局所換気設備 | 局所換気設備対策 | 1) 換気設備の種類及び位置 | | | |
| 略（7 光・視環境に関すること～9 高齢者等への配慮に関すること） | | | | | | |

[記入要領] 略

第2号様式 - 1 施工状況報告書【一戸建ての住宅用】

| | |
|-------------|--|
| 評価対象建築物の名称 | |
| 評価対象建築物の所在地 | |
| 工事施工者 | |

| | | |
|--------|-------|--------|
| 検査対象工程 | 検査年月日 | 検査者の氏名 |
| | | |

| | 性能表示事項 | 検査項目 | 施工状況報告欄 | | | 施工状況確認欄 | | |
|-----------------------------------|------------|-----------------------|---------|------|-------|---|-------|----------------------------------|
| | | | 変更等の内容 | 関連図書 | 管理の時期 | 確認内容 | 検査の方法 | 判定結果（適・不適）及び指摘事項の記録 [一次] [二次] |
| 略（1 構造の安定に関すること～5 温熱環境に関すること） | | | | | | | | |
| 空気環境に関すること | ホルムアルデヒド対策 | 内装等 | | | | 1) 部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2) その他必要な事項 | | |
| | 全館換気対策 | 居室の換気設備対策 | | | | 1) 換気設備の種類、性能・品質、寸法及び位置 2) その他必要な事項 | | |
| | | 気密施工に関する部分 | | | | 1) 部材の種類、寸法及び位置 2) 部材相互の構成方法及び接合方法 3) その他必要な事項 | | |
| | 高所換気設備 | 局所換気設備対策 | | | | 1) 換気設備の種類及び位置 | | |
| 略（7 光・視環境に関すること～9 高齢者等への配慮に関すること） | | | | | | | | |

| | 性能表示事項 | 測定記録欄 | |
|------------|----------------|----------------|----|
| | | 項目 | 結果 |
| 空気環境に関すること | 室内空気中の化学物質の濃度等 | 検査者の氏名 | |
| | | 特定測定物質の名称 | |
| | | 特定測定物質の濃度 | |
| | | 測定器具の名称 | |
| | | 採取を行った年月日及び時刻等 | |
| | | 採取条件 | |
| | | 分析した者の氏名又は名称 | |

第2号様式 - 2 施工状況報告書【共同住宅等用】

その1. 住棟評価用 略

その2. 住戸評価用

| | |
|-------------|--|
| 住戸番号 | |
| 評価対象建築物の名称 | |
| 評価対象建築物の所在地 | |
| 工事施工者 | |

| | | |
|--------|-------|--------|
| 検査対象工程 | 検査年月日 | 検査者の氏名 |
| | | |

| 性能表示事項 | 検査項目 | 施工状況報告欄 | | | 施工状況確認欄 | | |
|-----------------------------------|------------|------------|------|-------|---|-------|---------------------|
| | | 変更等の内容 | 関連図書 | 管理の時期 | 確認内容 | 検査の方法 | 判定結果(適・不適)及び指摘事項の記録 |
| | | | | | | [一次] | [二次] |
| 略(2 火災時の安全に関すること～5 温熱環境に関すること) | | | | | | | |
| 空気環境に関すること | ホルムアルデヒド対策 | 内装等 | | | 1)部材の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項 | | |
| | 全般換気対策 | 居室の換気設備対策 | | | 1)換気設備の種類、性能・品質、寸法及び位置 2)その他必要な事項 | | |
| | | 気密施工に関する部分 | | | 1)部材の種類、寸法及び位置 2)部材相互の構成方法及び接合方法 3)その他必要な事項 | | |
| | 局所換気設備 | 局所換気設備対策 | | | 1)換気設備の種類及び位置 | | |
| 略(7 光・視環境に関すること～9 高齢者等への配慮に関すること) | | | | | | | |

| 性能表示事項 | 測定記録欄 | |
|------------|----------------|-----------|
| | 項目 | 結果 |
| 空気環境に関すること | 室内空気中の化学物質の濃度等 | 検査者の氏名 |
| | | 特定測定物質の名称 |
| | | 特定測定物質の濃度 |
| | | 測定器具の名称 |

| | | | |
|--|--|----------------|--|
| | | 採取を行った年月日及び時刻等 | |
| | | 採取条件 | |
| | | 分析した者の氏名又は名称 | |

[記入要領] 略